

動植物検疫措置の徹底について(農林水産省からのお知らせ)

令和4年2月25日
在ザンビア日本国大使館

海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持込みは法律で厳しく制限されています。日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則（3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）の罰金等）の対象になります。悪質な持込みと判断したら警察に通報します。違法な持込みにより、逮捕された人もいます。このため、海外から日本へ肉製品や果物・野菜等を持ってこないでください。

詳細はこちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

連絡先(農林水産省 動物検疫所／植物防疫所):

<http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/address.html>

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/outline/contact.html>

【リーフレット等一覧】

動植物検疫関係（畜産物及び植物輸入関係）のリーフレット

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-JP.pdf>

動物検疫関係（畜産物輸入関係）のリーフレット

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/img/200418-33.jpg>

動物検疫制度を説明するアニメーション

<http://www.maff.go.jp/aqs/comic/jp.html>

植物防疫関係（植物輸入関係）のリーフレット

http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/leaflet/pdf/1_jp-2.pdf

植物検疫のお知らせ動画（海外から帰国される方へ）

<https://youtu.be/8kQnHi thcVg>

【在留届・たびレジ】

3か月以上滞在される方は、在外公館が緊急時の連絡先を確認できるよう、必ず在留届を提出してください。

3か月未満の旅行や出張などの際には、渡航先の最新の安全情報や、緊急時に現地在外公館の連絡を受け取ることができるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

また、在留届の記載事項に変更がある方又は帰国・転出される方は、変更届、帰国・転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

【問合わせ先】

在ザンビア日本国大使館

Embassy of Japan in Zambia

住所：No.5218, Haile Selassie Avenue, P.O. Box 34190, Lusaka, Zambia

電話：+260-211-251-555

領事メール：jez.consul@lu.mofa.go.jp

領事窓口時間：08:00 - 12:00 / 14:00 - 16:00

ホームページ：<https://www.zm.emb-japan.go.jp>

Facebook：<https://www.facebook.com/JAPANinZAMBIA/>